

健医安第 918 号
令和 2 年 9 月 16 日

施設管理者 様

横浜市健康福祉局長 田中 博章

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた
診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

初秋の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から本市の保健医療行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省医政局医事課及び神奈川県健康医療局保健医療部医療課
から添付のとおり事務連絡がありました。

今後の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等がとりまとめられましたので、お知
らせするものです。

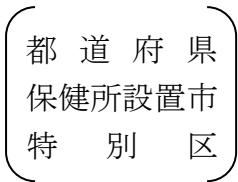
なお、診療の実施状況の変更後の様式並びに提出先については、神奈川県ホームページ
に掲載されておりますので、ご確認をお願いします。

【神奈川県ホームページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/ikaonlinezissityousa.html>

健康安全部医療安全課
電話 045-671-2414・3656

事務連絡
令和2年8月26日

各  衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところである。

令和2年8月6日に開催した「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）において令和2年4月から6月までの期間の検証を行ったことを踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いする。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

(1) 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

4月10日付け事務連絡1.(1)に記載している以下の要件を遵守しない処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に隨時情報提供すること。

（2）初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際の留意事項について

医療機関の所在地から大きく離れた地域の患者に対して診療が行われた事例が見られたが、概ね医療機関と同一の2次医療圏内に生活・就労の拠点を有する患者を対象とすることが望ましいことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、その点を踏まえた上で実施するよう留意すること。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

4月10日付け事務連絡において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うこととしているところ、検討会での議論を踏まえ、別添1のとおり報告の様式を変更することとしたので、9月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。各都道府県においては、様式の変更について医療機関に対して周知するとともに、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、厚生労働省に報告を行うこと。

3. 研修の受講について

4月10日付け事務連絡1.（6）において、時限的・特例的な取扱いが継続している間は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省策定）で受講を求めている研修を受講していない医師が、オンライン診療及び4月10日付け事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施しても差し支えないことをお示したが、検討会において、不適切な事例等の是正については当該研修の受講が有効との意見があったことから、オンライン診療及び4月10日付け事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医師は、可能な限り速やかに当該研修を受講するよう努めることとし、遅くとも令和3年3月末までには受講すること。

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

別添1

事務連絡
令和2年9月9日

各保健所設置市衛生主管部（局） 御中

神奈川県健康医療局保健医療部医療課

令和2年8月26日付厚生労働省医政局医事課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」を受けた神奈川県ホームページの更新について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について」を受けた実施状況報告書の様式については、現在神奈川県ホームページに掲載しており、その提出先も神奈川県としているところです。

この度、標記の事務連絡において、実施状況報告書の様式の変更が示されたことを受け、変更後の様式を次の県ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会長あて、会員への周知依頼をしておりますので、申し添えます。

※掲載ページURL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/ikaonlinezissityousa.html>

問合せ先
法人指導グループ 佐々木
電話 045-210-4869